

議案第三十号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例

右の議案を提出する。

令和三年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」の下に「・第一百条」を加える。

第七十三条第四項中「児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第二項各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める職員」に改める。

第九十九条を第一百条とし、第十五章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第九十九条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができると規定される情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第五十五号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部改正を踏まえ、福祉型児童発達支援センターの人員配置基準及び電磁的記録に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。